

時事新報

第三千四百二十三號
明治廿五年八月十七日 水曜日
舊曆壬辰閏六月廿五日 (辛巳)
山手山手三十三分
月八時三十分
八月三十一日四時四十分
西曆一千八百九十二年

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面に於て詳細の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
一 枚二錢 一月前金五錢 三月前金十錢 六月前金二十錢 一年前金六十錢 半年前金三十錢 半年前金三十錢
○ 時事新報社より直接二部送スルモノハ右定價ノ外ニ一月月十三錢ノ送料ヲ申ス
時事新報廣告料(附定)

一行五錢	行十錢	行二十錢	行三十錢	行四十錢	行五十錢
一行十錢	一行二十錢	一行三十錢	一行四十錢	一行五十錢	一行六十錢

本社(寄送)に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を撰述するより各社同一の記事を掲ぐるものと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新聞の社に通信を依頼せずとも其間往々此事を知らずして通信社にへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行進を生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

國民協會の始末は如何

伊藤總理大臣は就任匆匆にして未だ施政上の主義を明言せざるが故に新聞の方針は得て知る可らずと雖も其平生の言論より察するときは所謂超然主義を取るものと見て實際に大差なかる可きか如何とすれば伯が憲法發布の後折に觸れ事に觸れ政治の變には毎度政府と政黨との關係を説いて超然の意味を云々したるものと我輩の耳にしたる所にも再三のみならず世人の明に認むる所にして今回には恰も其言論を實行するの機會に遭ひたるものなり故に新聞の方針は超然主義にして世間の政黨には一切無關係のものとして扱我輩の見る所にて一の困難事と思はるゝは彼の國民協會の處分なるが如し協會は自から協會、政府自から政府にして本来無關係のものなれば政府に於て處分の必要なしと云へば夫までの事なれば協會は其の權を失ふるに協會發足の事情と云ひ實際の成行と云ひ表面は見るも微妙の間に一種の關係あるは自から掩ふ可らず今回内閣の危機に際して協會の人々が裏面に於ける奔走盡力は一方向ならずして之が爲めに幾分か政府の地位を動かしたるの形跡もありと云ひ又新聞の組織談に就ても協會の始末は條件の一なりと云ふが如き以て其大概を想像するに足る可し然るに新聞の方針いよいよ超然と決定して世間に發表する場合には協會との關係も直に斷絶す可き筈なれば實際に於ては中々容易なる事に非ず本會が世間普通の政黨にして適宜政府に近づきて一時の情勢を結びたるものなれば雙方の都合に任せ離縁も自由にして去就に心配なかる可きなれば維新政府の眼を以て見れば會員中には絶つに絶たれぬ故の人もありて恰も政府と名づくる本店の出現世にも見る可きものなるが故に方針一變の爲めに遠く之を疎外するが如き素案を示したるには固らざる邊に行進を生じて意外の結果なしとも云ふ可らず左れば

雑報

其關係を從來の儘に存せんか、新聞の超然主義は本色を現はすを得ず断然これを絶んか意外の困難は覺悟の前ならざるを得ず其處分の難きは傍觀者の想像して痛に心配する所なり然りと雖も更に退て一方より考ふれば我輩は新聞の方針中自から之に處するの成算ある可きを信せざるを得ず今を距るも四五個月前伊藤伯は樞密院議長職を辭せんとして許されず恩命優渥の極、遂に宸翰を辱ふして辭職を思ひ止まりたるも、當時伯の決心は辭職の上、民間に一種の政黨を組織するの計畫にして其計畫の次第は人の知らざる所なればと思ふに伯は明治政府の元老にして特に憲法の保護を以て自から任するものなれば民間に勢力を得て政府に反對せんかと思ひも寄らざるもなる可し左ればとて超然主義は兼ての持論なれば政黨の力を以て直接に政府を助くるも其本意に非ざる可し故に政府の外に政黨を組織して政府にも反對せず又平生の主義にも據着せずして自から民間に處するの妙算は夙に伯の方針に非ずと雖も其發企當時の事情を顧みれば伯が政黨組織を思ひ立たる時の事情に異ならずして協會の發企は畢竟その事情の必要に出でたるものなればと云ふれば會の首領たる西郷品川の兩氏は恰も伯の發意を實にしたるものと云ふも可なり政治の技術才略は人々に異にして西品兩氏の長所は伊伯の長所と同じからざるが故に實際の運動に至りては必ずしも發意者の意に副はざるものも多かる可しと雖も竊に我輩の所見を以てすれば其運動の如何は擱き現政府と關係の一點に於ては伊藤發意の政黨も又西郷品川着手の國民協會も殆んど成行を同ふするものと推定せざるを得ず如何と云ふれば維新政府の元老たるは双方共に同一にして又その麾下に屬す可き人物も自から一種の臭味のものに限りて即ち今の協會の會員たる者も伊伯の發意に同意す可き人々に外ならずと想像すれば大體の成行は如何にても大差なかる可ければなり前者の計畫は唯未發に思ひ止まりたるまでにして其發意者も亦即ち今の當局者なる新總理なれば政黨發意の伊藤伯も總理當局の伊藤伯も矢張り同一の伊藤伯にして其主義持論に於ては敢て變化なかる可きが故に國民協會の處分の如きは一考を要せずして決するものと云ふを得ず唯當日の成算を今日に適用するに過ぎざるのみ我輩は新聞の協會に對する處分を見ても所謂超然主義の妙用を知らんと欲するものなり

○ 田中子爵の富士登山 宮中顧問官田中光顯子は同行者三人と共に昨日の一番汽車にて駿州に赴き富士登山を爲すよしなり

○ 糖業の保護 清國臺灣を始め他の海外地方より我國に輸入する砂糖類は年々七百萬圓前後にして其類決して尠なしとせず中にも近來に至り臺灣産の赤砂糖は琉球産の黒砂糖を壓倒して益々内地に販路を弘め年を追て輸入高を増加するの傾向は畢竟赤砂糖の黒砂糖に比して品位の上等なる割合に價格の廉なるに因るものにして何故に斯く價格の廉なるやと云ふに全く運輸の便、不便に原因し彼の臺灣は琉球より専ら遠方なるに拘はらず運賃の廉なるものは我國と香港との間に往復する船舶の寄港に便なるを以て例へば我國より石炭を積む香港に赴き歸航に臺灣の砂糖を積みて來るとは往復共積荷ありて經濟上の都合よろしきより自然運賃の低廉なるに引換へ琉球への航海は往航に積むべき荷物なく糖のみを積むに往くの事情あるが故に若し百斤の運送に臺灣より二十五錢の運賃を要すれば琉球よりは七十五錢を要し殆んど一と三との割合なるより勢い價格の競争に敗れ取りて漸次臺灣糖の發達する所以なり然るに琉球の糖業は如何と云ふに同地は所謂黒砂糖の本場なるも赤砂糖とて製造出來ざるに非ず出来ながらも現今製造せざるものは全く前述の如き事情ありて算用立ざるもなれば假令その困難を除くに至らざるまでも或る程度まで輕くするを得ば同場糖業家は喜んで赤砂糖を製して臺灣糖に拮抗し少くなく其輸入の過半を減少するに至るは争ふ可らず斯するときは國家經濟の點より見て利益なるは云ふまでもなき次第なるが然らば其方法は如何にすべきやと云ふに是れ中々の難問題にして充分の考慮を要するは勿論なるも先づ琉球産の赤砂糖百斤に付き其運送地の遠近に應じて多少の運送費を補助する杯のふと効あるべし現に角糖業のふと此儘に打捨て置くべきにあらざると目下其筋にては此等に關する取調を爲し居る由にて都合によりては來期の議會に右に關する議案を提出するものとあるべしと云へり

○ 曹洞宗信徒の運動 曹洞宗の分派派は過日來熱心に信徒を勧誘して分派派に賛助せしめん事を勉めたりしが去る七月五日迄に信徒中賛成の調印を爲したる者は二十萬五千六百三十九人なりしに本月十日の統計には増して三十八萬四千六百九十人の多きに達したりと此

官報

○ 内務省告示第三十三號
本年七月省告示第二十九號市町村現任人口中調査ノ關キタル岐阜縣羽栗郡竹ヶ鼻町人口左ノ通
明治二十五年八月十六日
内務大臣伯耆井上馨